

公 示 送 達 書

小 税 第 8 6 1 号
令和 8 年 9 月 9 日

地方税法（昭和25年法律第 226号）第20条の 2 第 1 項の規定により、下記の書類について公示送達します。

書類については、同条第 2 項の規定により小矢部市総務部税務課に保管していますので、該当者は来庁の上、受領してください。

なお、公示した日から起算して7日を経過したときは、同条第 3 項の規定により書類の送達があったものとみなされます。

小矢部市長 桜 井 森 夫

記

送達する書類の名称	送達を受けるべき者	
	住所	氏名
令和 8 年度 固定資産税 第 1 期（督促状）	富山県富山市太田 1 2 番地 1 1	大田 知明
令和 8 年度 固定資産税 第 2 期（督促状）		

以下余白